

東京学芸大学教職大学院専任教員等選考要項の一部改正について

改正理由：大学院教育学研究科の組織再編及び委員会の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
(趣旨) 第1条 <u>東京学芸大学大学院教育学研究科教育実践専門職高度化専攻</u>（以下「教職大学院」という。）を担当する教育実践創成講座に所属する教員（以下「専任教員」という。）の採用、昇任及び移籍（以下「採用等」という。）及び教職大学院を担当する特任教員（国立大学法人東京学芸大学特任教員就業規則（平成18年規則第22号。以下「特任教員就業規則」という。）第2条に規定するものをいう。）の採用並びに教職大学院を担当する非常勤講師（特命教授、特命准教授、特命講師及び特命助教の称号を付与されるものを除く。以下「非常勤講師」という。）の採用に係る選考については、東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号。以下「教員選考規程」という。）第29条及び第43条の規定に基づき、この要項の定めるところによる。 (専任教員候補者の選考) 第2条 専任教員候補者の選考は、<u>教職大学院教員候補者選考委員会</u>（以下この条から第11条までにおいて「選考委員会」という。）が専任教員候補者（以下「候補者」という。）として選考した者のうちから、<u>総合教育科学系の教授会</u>（以下「教授会」という。）が行う。 (候補者に係る開設承認等) 第3条 候補者の選考を行う<u>選考委員会</u>を開設するとき（この条において「開設」という。）は、<u>教職大学院専任教員候補者選考委員会</u>開設申請書（様式第1）により、<u>教員人事会議</u>の承認を得なければならない。 2・3 〔省略〕 (組織) <u>第3条の2 選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</u> (1) <u>教職大学院長</u> (2) <u>副教職大学院長</u> (3) <u>総合教育科学系長</u> (4) <u>当該プログラムを担当する教授 2名</u> (5) <u>当該プログラム以外のプログラムを担当する教授 3名</u> (委員長) <u>第3条の3 選考委員会に委員長を置き、教職大学院長をもって充てる。</u> <u>2 委員長は、選考委員会を招集し、議長となる。</u> <u>3 委員長は、選考委員会の会務を掌理する。</u>	(趣旨) 第1条 <u>東京学芸大学教職大学院運営規程</u>（平成20年規程第26号。以下「運営規程」という。）第9条第5号に定める事項のうち、<u>大学院教育学研究科教育実践創成専攻</u>（以下「教職大学院」という。）を担当する教育実践創成講座に所属する教員（以下「専任教員」という。）の採用、昇任及び移籍（以下「採用等」という。）及び教職大学院を担当する特任教員（国立大学法人東京学芸大学特任教員就業規則（平成18年規則第22号。以下「特任教員就業規則」という。）第2条に規定するものをいう。）の採用並びに教職大学院を担当する非常勤講師（特命教授、特命准教授、特命講師及び特命助教の称号を付与されるものを除く。以下「非常勤講師」という。）の採用に係る選考については、東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号。以下「教員選考規程」という。）第29条及び第43条の規定に基づき、この要項の定めるところによる。 (専任教員の選考) 第2条 専任教員の選考は、<u>教職大学院運営会議</u>（以下「運営会議」という。）が専任教員候補者（以下「候補者」という。）として選考した者のうちから、<u>教員人事委員会の議を経て学長</u>が行う。 (候補者に係る開設承認等) 第3条 候補者の選考を行う<u>運営会議の開催</u>（この条において「開設」という。）は、<u>教職大学院専任教員候補者選考運営会議</u>開設申請書（様式第1）により、<u>教員人事委員会</u>の承認を得なければならない。 2・3 〔省略〕

4 委員長は、次条に規定する投票に加わることができない。

(専任教員候補者の選考手続)

第4条 選考委員会における候補者の選考は、単記無記名投票による委員(委員長を除く。)の3分の2以上の賛成票をもって行う。

2 委員長は、前項により候補者を選考したときは、教員候補者選考調書(様式第2)により、その選考に至った経緯を速やかに教授会に報告し、選考に付さなければならない。この場合において、選考結果の報告は、委員長の指名する委員が行うことができる。

3 教授会における候補者の選考は、単記無記名投票による出席委員(委員長を除く。)の3分の2以上の賛成票をもって行う。

4 前項の選考に当たり、委員長は、全候補者一覧(様式第3の1)(昇任の選考の場合は昇任候補者(様式第3の2))を作成のうえ、選考を行わなければならない。

5 委員長は、前項により教員候補者を選考したときは、教職大学院専任教員候補者選考結果報告書(様式第3の3)及び全候補者一覧(様式第3の1)(昇任の選考の場合は昇任候補者(様式第3の2))により、選考結果を学長及び教員人事会議に報告しなければならない。

(専任教員の選考)

第5条 教員人事会議は、前条第5項の報告を受けたときは、候補者選考の点検を行ったうえ、その結果を学長に報告するものとする。

2 学長は、前項の報告を参考に、候補者の採用等を決定したときは、教職大学院専任教員選考結果報告書(様式第4)により、教育研究評議会に報告するものとする。

3 学長は、教授会の選考した候補者を採用等しないことを決定したときは、教員人事会議にその旨を通知する。

4 教員人事会議は、前項の通知を受けたときは、当該教員候補者の選考に係る問題を整理し、教授会に通知する。

(選考の基準)

第6条 候補者の選考は、東京学芸大学教員選考基準(平成16年3月18日制定)に基づき行わなければならない。ただし、実務家教員(教職等において実務の経験を有する者)の選考基準については、別に定める。

(候補者の再審査)

第7条 教授会は、必要と認めるときは、選考委員会に再審査を行わせることができる。

(候補者の選考の制限)

第8条 第4条第3項に規定する賛成票を得ることのできなかった者は、当該議決後1年を経過するまでの間、同一職名以上の候補者となることができない。

(専任教員候補者の選考手続)

第4条 運営会議における候補者の選考は、単記無記名投票による委員(議長を除く。)の3分の2以上の賛成票をもって行う。この場合において、運営規程第10条第3項に定める委員は、議決に加わることができない。

2 運営会議議長は、前項により候補者を選考したときは、教員候補者選考調書(様式第2)により、その選考に至った経緯を速やかに教員人事委員会に報告し、選考に付さなければならない。この場合において、選考結果の報告は、議長の指名する委員が行うことができる。

3 教員人事委員会における候補者の選考は、単記無記名投票による出席委員(委員長を除く。)の3分の2以上の賛成票をもって行う。

4 前項の選考に当たり、議長は、全候補者一覧(様式第3)を作成のうえ、選考を行わなければならない。

(選考結果報告)

第5条

学長は、候補者の採用等を決定したときは、教職大学院専任教員選考結果報告書(様式第4)により、教育研究評議会に報告するものとする。

(選考の基準)

第6条 候補者の選考は、東京学芸大学教員選考基準(平成16年3月18日制定)に基づき行わなければならない。ただし、実務家教員(教職等において実務の経験を有する者)の選考基準については、別に定める。

(候補者の再審査)

第7条 教員人事委員会は、必要と認めるときは、運営会議に再審査を行わせることができる。

(候補者の選考の制限)

第8条 第4条第3項に規定する賛成票を得ることのできなかった者は、当該議決後1年を経過するまでの間、同一職名以上の候補者となることができない。

(選考委員会の開催)

第9条 選考委員会を開催するときは、委員長は、日時、場所及び委員名を教授会に報告するものとし、これにより難い場合は、開催日の1週間前までに公示することにより替えることができる。

(選考委員会の定足数)

第10条 選考委員会は、全委員の出席がなければ会議を開き、議決することはできない。

(選考委員会委員以外の者の出席)

第11条 選考委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(公募)

第12条 専任教員の採用に当たっては、公募によらないことができる。

(特任教員の選考)

第13条 特任教員の選考は、特任教員候補者選考委員会（以下この条において「選考委員会」という。）が特任教員候補者として選考した者のうちから、教授会が行う。

2 第3条から第4条及び第6条から第12条までの規定は、特任教員の選考に準用する。この場合において、第3条中「教職大学院専任教員候補者選考委員会開設申請書（様式第1）」とあるのは「教職大学院特任教員候補者選考委員会開設申請書（様式第5）」と、第4条第2項中「教員候補者選考調書（様式第2）」とあるのは「特任教員候補者選考調書（様式第6）」と、第5項中「教職大学院専任教員候補者選考結果報告書（様式第3の3）及び全候補者一覧（様式第3の1）（昇任の選考の場合は昇任候補者（様式第3の2））」とあるのは「特任教員候補者（教職大学院）選考結果報告書（様式第7の1）」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定により選考された者は、特任教員就業規則に基づき本学に雇用される間、特任教授、特任准教授、特任講師又は特任助教を称することができる。

4 前3項の規定にかかわらず、現に本学の専任の大学教員として勤務する者及び本学の専任の大学教員として勤務したことのある者並びに特任教員として選考されたことがある者については、在職時と同じ職名相当で選考する場合のみ、選考委員会の選考を省略するものとする。

5 前項の規定により選考を省略する場合は、委員長は、特任教員候補者（教職大学院）選考結果報告書（様式第7の2）により、学長、教員人事会議及び教授会に報告するものとする。

(特任教員候補者の選考結果報告)

第14条 学長は、特任教員候補者の採用等を決定したときは、教職大学院専任教員

(運営会議の開催)

第9条 運営会議を開催するときは、運営会議議長は、日時、場所及び委員名を教員人事委員会に報告するものとし、これにより難い場合は、開催日の1週間前までに公示することにより替えることができる。

(運営会議の定足数)

第10条 運営会議は、全委員（運営規程第10条第3項に定める委員を除く。）の出席がなければ会議を開き、議決することはできない。

2 前項の規定にかかわらず、審議の対象となる委員は、運営会議に出席することはできない。

(運営会議委員以外の者の出席)

第11条 運営会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(公募)

第12条 専任教員の採用に当たっては、公募によらないことができる。

(特任教員の選考)

第13条 特任教員の選考は、運営会議が特任教員候補者として選考した者のうちから、教員人事委員会の議を経て学長が行う。

2 第3条、第4条及び第6条から第12条までの規定は、特任教員の選考に準用する。この場合において、第3条中「教職大学院専任教員候補者選考運営会議開設申請書（様式第1）」とあるのは「教職大学院特任教員候補者選考運営会議開設申請書（様式第5）」と、第4条第2項中「教員候補者選考調書（様式第2）」とあるのは「特任教員候補者選考調書（様式第6）」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定により選考された者は、特任教員就業規則に基づき本学に雇用される間、特任教授、特任准教授、特任講師又は特任助教を称することができる。

4 前3項の規定にかかわらず、現に本学の専任の大学教員として勤務する者及び本学の専任の大学教員として勤務したことのある者並びに特任教員として選考されたことがある者については、在職時と同じ職名相当で選考する場合のみ、運営会議の選考を省略するものとする。

5 前項の規定により選考を省略する場合は、運営会議議長は、特任教員候補者（教職大学院）選考結果報告書（様式第7）により、学長及び教員人事委員会に報告するものとする。

(特任教員候補者の選考結果報告)

第14条 学長は、特任教員候補者の採用等を決定したときは、教職大学院専任教員

選考結果報告書（様式第4）により、教育研究評議会に報告するものとする。

（非常勤講師の選考）

第15条 非常勤講師の選考は、教職大学院担当非常勤講師候補者選考調書（様式第8）により非常勤講師候補者選考委員会（以下この条から第17条までにおいて「選考委員会」という。）が非常勤講師候補者として選考した者のうちから、学長が行う。

2 非常勤講師は、授業担当者としての選考に限るものとする。

（非常勤講師に係る開設承認）

第16条 非常勤講師候補者の選考を行う選考委員会の開催は、教職大学院担当非常勤講師候補者選考委員会開設申請書（様式第9）により、教員人事会議の承認を得なければならない。

（組織）

第16条の2 選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 教職大学院長

(2) 副教職大学院長

(3) 総合教育科学系長

(4) 当該プログラムを担当する教授 3名

(5) 当該プログラム以外のプログラムを担当する教授 2名

（委員長）

第16条の3 選考委員会に委員長を置き、教職大学院長をもって充てる。

2 委員長は、選考委員会を招集し、議長となる。

3 委員長は、選考委員会の会務を掌理する。

4 委員長は、次条に規定する投票に加わることができない。

（非常勤講師候補者の選考手続）

第17条 非常勤講師候補者の選考は、選考委員会において単記無記名投票による委員（委員長を除く。）の3分の2以上の賛成票をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、現に本学の専任の大学教員として勤務する者及び本学の専任の大学教員として勤務したことのある者並びに教職大学院担当非常勤講師及び大学院教育学研究科担当非常勤講師として選考されたことがある者については、選考委員会の選考を省略するものとする。

3 委員長は、前項により非常勤講師候補者を選考したとき（前項の規定により選考を省略した場合を含む。）は、教職大学院担当非常勤講師候補者選考報告書（様式第10）により、選考結果を学長及び教員人事会議に報告しなければならない。

〔省略〕

選考結果報告書（様式第4）により、教育研究評議会に報告するものとする。

（非常勤講師の選考）

第15条 非常勤講師の選考は、教職大学院担当非常勤講師候補者選考調書（様式第8）により運営会議が非常勤講師候補者として選考した者のうちから、学長が行う。

2 非常勤講師は、授業担当者としての選考に限るものとする。

（非常勤講師に係る開設承認）

第16条 非常勤講師候補者の選考を行う運営会議の開催は、教職大学院担当非常勤講師候補者選考運営会議開設申請書（様式第9）により、教員人事委員会の承認を得なければならない。

（非常勤講師候補者の選考手続）

第17条 非常勤講師候補者の選考は、運営会議において単記無記名投票による委員（議長を除く。）の3分の2以上の賛成票をもって行う。この場合において、運営規程第10条第3項に定める委員は、議決に加わることができない。

2 前項の規定にかかわらず、現に本学の専任の大学教員として勤務する者及び本学の専任の大学教員として勤務したことのある者並びに教職大学院担当非常勤講師及び大学院教育学研究科担当非常勤講師として選考されたことがある者については、運営会議の選考を省略するものとする。

3 運営会議議長は、前項により非常勤講師候補者を選考したとき（前項の規定により選考を省略した場合を含む。）は、教職大学院担当非常勤講師候補者選考報告書（様式第10）により、選考結果を学長及び教員人事委員会に報告しなければならない。

〔省略〕

様式第1

第
年 月 日
号

東京学芸大学長 殿
教職大学院長 ○○○○ 印

教職大学院専任教員候補者選考委員会開設申請書

下記のとおり教員候補者選考委員会開設を申請します。
〔省略〕

様式第2

教員候補者選考調書

教職大学院

年 月 日

総合教育科学系教授会

選考委員会委員

委員長

委員

選定表

区分	
選考基準該当条項	
賛成投票数	
選考委員会開催年月日	
氏名	
公募の方法	ホームページ・学会誌等・関係機関への送付・その他（ ）

注）公募の方法欄は、採用の選考を行った場合に限り記入する。
〔省略〕

様式第1

第
年 月 日
号

東京学芸大学長 殿
教職大学院長 ○○○○ 印

教職大学院専任教員候補者選考運営会議開設申請書

下記のとおり教員候補者選考運営会議開設を申請します。
〔省略〕

様式第2

教員候補者選考調書

教職大学院

平成 年 月 日

教員人事委員会

運営会議委員

議長

委員

選定表

区分	
選考基準該当条項	
賛成投票数	
運営会議開催年月日	
氏名	
公募の方法	ホームページ・学会誌等・関係機関への送付・その他（ ）

注）公募の方法欄は、採用の選考を行った場合に限り記入する。
〔省略〕

様式第3の1

〔省略〕
全候補者一覧

様式第3の2

昇任候補者

氏名	性別	年齢	専門 領域	学位	現職 (現職勤務年数)	採用又は以前の昇任の際の選考 以後の業績			備考
						論文 数 (うち審査論文数)	著書 数 (うち単著数)	業績のうち 課程認定の申請書に 記載できる業績の数*	

＜選考経緯＞

注：空欄は作品数又は発表数等、追加記載が必要な場合に使用する。2つ以上の欄を設けてもよい。

＊欄

- 1 教授昇任の場合のみ記載する。
2 ここでいう業績とは、学術雑誌・教育関係雑誌・紀要・著書・報告書等に掲載された業績をいう。

様式第3の3

第 _____ 号
年 月 日
教員人事会議議長 殿
教職大学院長 印

様式第3

〔省略〕
全候補者一覧

教員候補者選考結果報告書

下記のとおり、教員候補者を選考しましたので報告します。

記

開設番号			
専攻名			
氏名 (年齢)			
区分			
選考基準該当条項			
選考委員会	開催年月日	賛成投票数	/
教授会	開催年月日	賛成投票数	/
採用予定年月日			
選考の経緯	応募者数		
	男 (うち外国人)	女 (うち外国人)	計 (うち外国人)
	()	()	()
選考の経緯			

注：選考調書及び公募要領を添付すること。
年齢は、採用予定年月日現在のものを記載する。

[省略]

様式第5

第 年 月 号 日
東京学芸大学長 殿
教職大学院院長 印
教職大学院特任教員候補者選考委員会開設申請書
[省略]

様式第6

様式第5

第 年 月 号 日
平成
東京学芸大学長 殿
教職大学院院長 印
教職大学院特任教員候補者選考運営会議開設申請書
[省略]

様式第6

特任教員候補者選考調書

(教職大学院)

年 月 日

総合教育科学系教授会

選考委員会委員

委員長

委員

選 定 表

区分	
選考基準該当条項	
賛成投票数	
選考委員会開催年月日	
氏名	

〔省略〕

様式第7の1

第 号
年 月 日

東京学芸大学長 殿

教職大学院長 印

特任教員候補者（教職大学院）選考結果報告書

下記のとおり，特任教員候補者を選考しましたので報告します。

記

ふりがな	区分	選考基準	選考委員会	教授会	採用予
------	----	------	-------	-----	-----

特任教員候補者選考調書

(教職大学院)

平成 年 月 日

教員人事委員会

運営会議委員

議長

委員

選 定 表

区分	
選考基準該当条項	
賛成投票数	
<u>運営会議</u> 開催年月日	
氏名	

〔省略〕

氏名 (年齢)		該当条項	開催年 月日	賛成投 票数	開催年 月日	賛成投 票数	定年月 日

「年齢」は、採用予定年月日現在

様式第7の2

第 年 月 日 号
東京学芸大学長 殿
教職大学院長 印
特任教員候補者（教職大学院）選考結果報告書
〔省略〕
〔省略〕

様式第9

第 年 月 日 号
東京学芸大学長 殿
教職大学院長 印
教職大学院担当非常勤講師候補者選考委員会開設申請書
下記のとおり教員候補者選考委員会の開設を申請します。
〔省略〕

様式第10

第 年 月 日 号
東京学芸大学長 殿
教職大学院長 印
教職大学院担当非常勤講師候補者選考結果報告書
〔省略〕
〔省略〕

様式第7

第 年 月 日 号
東京学芸大学長 殿
〇〇〇学系長 印
特任教員候補者（教職大学院）選考結果報告書
〔省略〕
〔省略〕

様式第9

第 年 月 日 号
東京学芸大学長 殿
教職大学院長 〇〇〇〇 印
教職大学院担当非常勤講師候補者選考運営会議開設申請書
下記のとおり教員候補者選考運営会議の開設を申請します。
〔省略〕

様式第10

第 年 月 日 号
東京学芸大学長 殿
〇〇〇学系長 印
教職大学院担当非常勤講師候補者選考結果報告書
〔省略〕
〔省略〕

附 則

この要項は、令和元年5月30日から施行し、平成31年4月1日から適用する。